

SMILE

☆ 今月も笑顔(スマイル)でスタート！～

9 月号 Vol.137

今月の SMILE

今月は中秋節があります

まいど おおきに！中国で最近、興味深い 2 つの規定が公布されましたので紹介します。

1 つ目は、2026 年 7 月 24 日(同日施行)に公布された、海外(オフショア)信託に対する個人所得税に関する公告です。財政部・国家税務総局公告 2026 年第 21 号「关于离岸信托个人所得税有关事项的公告」(以下、「海外信託所得税」とする)です。

2 つ目は、2026 年 7 月 31 日に公布された、中国人の国外への移動について、国家安全・経済安全等の観点から管理を強化する「出入国管理規定」です。国务院令第 841 号「国务院关于出境入境管理的规定」(以下、「出入国管理規定」とする)で、こちらは 2026 年 9 月 15 日から施行されます。

まず、海外信託所得税について簡単に説明します。この公告を要約すると、中国の税務上の居住者が海外信託を利用して海外に資産を置いたとしても、「信託だから中国では課税されない」「実際に分配されるまで課税されない」という扱いにはならないことが、より明確になったと言えます。また、海外の信託会社などから中国で源泉徴収するというよりも、中国の居住者本人による申告・納税を中心とした制度となっています。

中国税務当局がこの規定を公布した背景としては、海外への資産移転、相続・世代間の財産移転、海外資産の運用、低税率国・地域への資産移転、信託を利用した所得の隠匿などが行われる中で、これまで必ずしも明確ではなかった海外信託に関する課税関係を整理する狙いがあるとされています。

したがって、今回の制度は単なる「信託税制の整理」というよりも、中国人・中国居住者が保有する海外資産について、その実態を把握し、課税を強化する政策の一環と考えることができます。

次に、出入国管理規定です。この規定は、国家主権、国家安全、発展利益、出入国秩序、中国公民の出境安全などを目的として、中国人の出国・入国に関する管理を強化するものです。

これら 2 つの規定は、それぞれ異なる目的を持つ制度ですが、同じ時期に公布されたこともあり、中国の富裕層による海外への資産移転や海外移住という観点から見ると、興味深い動きだと思います。

例えば、これまでは富裕層の間に、「香港などの海外信託に資産を移しておけば、中国から資産を切り離し、その後、海外へ移住することができる」という考え方があったかもしれません。

しかし、今回の海外信託所得税によって、信託設定時の課税、信託運用中に生じる所得への課税、信託終了時の課税、さらに中国の税務上の居住者から非居住者へ変更する場合の申告・課税関係などについて、これまで以上に注意する必要が生じています。

一方、出入国管理規定では、出入国の目的について真実かつ合法であることが求められ、必要に応じて本人確認や申請事由の確認などが行われることになります。もちろん、「海外信託所得税」と「出入国管理規定」が直接結び付いた制度であると断定することはできません。しかし、中国政府がこの時期に、海外資産に対する税務管理と、中国人の国外への移動に対する管理の双方を強化していることは、注目すべき動きではないでしょうか。

今後、中国の富裕層が海外へ資産を移転したり、海外へ移住したりする際には、「資産をどこに置くか」だけでなく、「中国における税務上の居住者である間に何が課税されるのか、そして非居住者となった後にどのような税務関係が残るのか」についても、これまで以上に慎重な検討が必要になりそうです。

9月は、25日から27日まで中秋節の休日があります。今年も美しい満月を見ることができればいいですね。
それでは今月も笑顔(スマイル)でスタートしましょう！

中国経済情報

CPI と PPI

2026年8月9日の国家統計局の発表によると、7月、国際的な輸入要因の影響を受け、消費者物価指数(CPI)は前月比で0.1%低下し、前年同月比で0.5%上昇した。食品とエネルギー価格を除いたコアCPIは、前月比で0.3%上昇し、前年同月比で0.9%上昇した。CPIは全体として穏やかな上昇を維持した。国内の一部業種では需要が増加したが、輸入要因や季節要因などの影響を受け、生産者物価指数(PPI)は前月比で0.7%低下し、前年同月比で3.5%上昇した。上昇幅は前月より0.6ポイント縮小した。

一、CPIは前月比の下落幅が縮小し、前年同月比では穏やかな上昇

前月比で見ると、全国CPIは0.1%低下し、下落幅は前月より0.2ポイント縮小した。国際市場価格の変動の影響により、国内のガソリン価格は10.7%低下し、下落幅は前月より5.8ポイント拡大した。これにより、CPIの前月比を約0.35ポイント押し下げた。

食品価格は前月と同水準で、季節的な水準を0.6ポイント下回った。食品のうち、生鮮野菜価格は1.3%上昇し、鶏卵価格は2.1%低下したが、いずれも季節的な水準を明らかに下回った。旬の果物が大量に市場に出回り、市場への供給が十分であったことから、生鮮果物価格は3.8%低下し、CPIの前月比を約0.07ポイント押し下げた。

豚の生産能力に対する総合的な調整政策の効果が現れたことに加え、一部地域で高温や強い降雨などの異常気象が頻発し、輸送コストを押し上げたことなどの要因が重なり、豚肉価格は前月の0.8%低下から4.1%上昇へ転じ、CPIの前月比を約0.07ポイント押し上げた。

人工知能(AI)が消費電子製品の更新・高度化を促進し、関連製品の需要が増加するとともに価格が上昇した。タブレットコンピューター、コンピューター、携帯電話機の価格は、それぞれ11.3%、5.5%、1.0%上昇し、合計でCPIの前月比を約0.03ポイント押し上げた。

サービス価格は前月の横ばいから0.4%の上昇に転じ、CPIの前月比を約0.21ポイント押し上げた。サービスのうち、夏季休暇期間の旅行需要が増加し、旅行会社の料金、ホテル宿泊料金、航空券、交通機関のレンタル料金は、それぞれ7.2%、6.5%、4.2%、3.6%上昇し、合計でCPIの前月比を約0.10ポイント押し上げた。一部地域では政策による価格調整が継続して進められ、医療サービス価格は1.1%上昇し、CPIの前月比を約0.07ポイント押し上げた。

前年同月比で見ると、全国CPIは0.5%上昇し、穏やかな上昇を維持した。CPIの前年同月比上昇幅は前月より0.5ポイント縮小したが、これは主にガソリン価格の上昇幅が縮小したことによる。

ガソリン価格は1.0%上昇し、上昇幅は前月より16.0ポイント縮小した。CPIを押し上げる影響は前月より約0.45ポイント減少し、エネルギー価格の上昇幅を0.6%まで縮小させた。

エネルギーを除く工業消費品価格は1.5%上昇し、上昇幅は前月より0.2ポイント縮小した。CPIの前年同月比を約0.37ポイント押し上げた。このうち、金製アクセサリー、パーソナルケア用品、家庭用器具の価格は、それぞれ24.6%、1.7%、0.2%上昇した。いずれも上昇幅が縮小し、合計でCPIの前年同月比を約0.13ポイント押し上げた。

コンピューター、タブレットコンピューター、携帯電話機の価格は、それぞれ17.4%、17.2%、8.5%上昇し、いずれも上昇幅が拡大した。合計でCPIの前年同月比を約0.14ポイント押し上げた。

サービス価格は0.7%上昇し、上昇幅は前月より0.1ポイント縮小し、CPIの前年同月比を約0.36ポイント押し上げた。サービスのうち、医療サービス価格は4.3%上昇し、上昇幅は前月より0.9ポイント拡大し、CPIの前年同月比を約0.28ポイント押し上げた。

家政サービス、外食、教育サービスの価格は、それぞれ1.3%、1.0%、0.6%上昇し、上昇幅は全体として安定していた。

食品価格は1.5%低下し、下落幅は前月より0.1ポイント縮小し、CPIの前年同月比を約0.25ポイント押し下げた。食品のうち、豚肉価格は13.3%低下し、下落幅は前月より2.6ポイント縮小し、CPIの前年同月比を約0.25ポイント押し下げた。

し下げた。生鮮野菜、生鮮果物、食料、食用油、乳製品の価格下落幅は 0.3%～1.5%の範囲であった。鶏卵価格は 17.8%上昇し、上昇幅は前月より 2.2 ポイント縮小した。羊肉、牛肉、家禽肉類の価格上昇幅は 1.6%～6.2%の範囲であった。

二、PPI は前月比で低下し、前年同月比の上昇幅はやや縮小

前月比で見ると、全国 PPI は 0.7%低下し、下落幅は前月より 0.4 ポイント拡大した。

今月の PPI の前月比の動きには、主に以下の特徴がある。

一つ目は、輸入要因が国内の関連業種の価格下落に影響したことである。

石油・天然ガス採掘業、石油精製製品製造業、有機化学原料製造業の価格は、それぞれ 11.8%、8.4%、4.2%低下した。有色金属鉱物採掘・選鉱業、有色金属製錬・圧延加工業の価格は、それぞれ 2.1%、1.7%低下した。これら 5 業種の合計で、PPI の前月比を約 0.65 ポイント押し下げた。

二つ目は、季節的要因が一部業種の価格下落に影響したことである。

7 月は高温、降雨および台風などの天候が多く、建設プロジェクトの施工進捗が鈍化した。鉄金属製錬・圧延加工業、非金属鉱物製品業の価格は、それぞれ 0.8%、0.5%低下した。

水力発電、風力発電が増加し、価格はそれぞれ 10.3%、3.9%低下した。これら 4 業種の合計で、PPI の前月比を約 0.11 ポイント押し下げた。

三つ目は、産業の転換・高度化および消費の質の向上と規模拡大が、一部業種の需要増加と価格上昇をもたらしたことである。

新たな成長エネルギーが成長・拡大し、人工知能、高度装備、新材料などの分野が活発に発展した。インテリジェント無人飛行機製造業、炭素系新材料製造業、船舶および関連装置製造業の価格は、それぞれ 2.5%、0.4%、0.3%上昇した。

品質を重視した消費が比較的速く増加し、スマート家庭用消費設備製造業、スキンケア用化粧品製造業の価格は、それぞれ 3.4%、0.7%上昇した。

前年同月比で見ると、全国 PPI は 3.5%上昇し、上昇幅は前月より 0.6 ポイント縮小した。

業種別に見ると、価格が上昇した主要業種のうち、石油・天然ガス採掘業、石油・石炭およびその他燃料加工業、化学原料・化学製品製造業は、それぞれ 3.2%、8.2%、9.1%上昇した。

有色金属鉱物採掘・選鉱業、有色金属製錬・圧延加工業は、それぞれ 22.6%、20.2%上昇し、鉄金属製錬・圧延加工業は 2.7%上昇した。これらの上昇幅はいずれも前月より縮小した。6 業種の合計で、PPI の前年同月比を約 2.55 ポイント押し上げた。

石炭採掘・洗選業は 27.1%上昇し、電気機械・器材製造業は 5.7%上昇し、コンピューター・通信およびその他電子設備製造業は 4.4%上昇した。これらの上昇幅はいずれも前月より拡大した。3 業種の合計で、PPI の前年同月比を約 1.53 ポイント押し上げた。

上記 9 業種による PPI の押し上げ効果は、前月より 0.56 ポイント減少した。

価格を押し下げる影響が最も大きかった 5 業種は、電力・熱力生産・供給業、自動車製造業、非金属鉱物製品業、医薬品製造業、酒・飲料および精製茶製造業であり、下落幅は 2.3%～5.7%の範囲であった。

これら 5 業種の合計で、PPI の前年同月比を約 0.76 ポイント押し下げ、前月より 0.05 ポイント減少した。

輸出と輸入

2026 年 8 月 10 日の税関総署の発表によると、今年 1～7 月、中国の貨物貿易の輸出入総額は 30.13 兆円で、前年同期比(以下同じ)17.3%増加した。このうち、輸出は 17.44 兆円で 14%増加し、輸入は 12.69 兆円で 22%増加した。

7 月単月では、中国の貨物貿易の輸出入総額は 4.66 兆円で、19.2%増加し、5 か月連続で 4 兆元を超えた。

貿易方式から見ると、1～7 月、中国の一般貿易の輸出入は 18.13 兆円で、10.2%増加した。加工貿易の輸出入は 5.81 兆円で、26.3%増加した。保税物流の輸出入は 5.18 兆円で、40.8%増加した。

貿易相手国・地域から見ると、1～7 月、中国と ASEAN との貿易総額は 5.14 兆円で、20%増加した。中国と EU との貿易総額は 3.67 兆円で、9.5%増加した。中国と米国との貿易総額は 2.38 兆円で、1.6%減少した。

同期間、中国と「一帯一路」共同建設国との輸出入総額は合計 15.36 兆円で、15.5%増加した。

主要商品から見ると、輸出については、1～7 月、中国の機械・電気製品の輸出は 11.12 兆円で、21.2%増加した。

農産物の輸出は 4,296.9 億円で、3.7%増加した。

輸入については、1～7 月、中国の機械・電気製品の輸入は 5.31 兆円で、29.7%増加した。原油の輸入は 2.83 億トンで、13.2%減少した。農産物の輸入は 9,041 億円で、7.4%増加した。

PMI

2026 年 7 月 31 日の国家統計局の発表によると、7 月の、製造業購買担当者指数 (PMI)、非製造業商務活動指数および総合 PMI 産出指数は、それぞれ 49.2%、49.0%、49.3%となり、前月よりそれぞれ 1.1 ポイント、1.2 ポイント、1.3 ポイント低下し、景況水準は前月よりやや低下した。

一、製造業購買担当者指数はやや低下、高技術製造業は継続して拡大

7 月、前期の製造業の比較的速い成長による基数が高かったこと、一部の製造業が伝統的な生産閑散期に入ったことなどの要因の影響を受け、製造業 PMI は 49.2%まで低下した。

(一)設備製造業と高技術製造業が引き続き支え、けん引する役割を発揮した。

設備製造業と高技術製造業の PMI は、それぞれ 51.4%、53.3%となり、製造業全体を明らかに上回り、比較的速い拡大を維持した。これにより、製造業の発展を新たな方向へ、より優れた方向へとけん引した。

消費財産業と高エネルギー消費産業の PMI は、それぞれ 47.8%、47.0%となり、前月よりそれぞれ 2.4 ポイント、0.1 ポイント低下し、景況水準は低下した。

(二)一部の設備製造業では生産と需要が比較的速く増加した。

製造業生産指数と新規受注指数は、それぞれ 49.9%、48.5%となり、前月よりそれぞれ 1.5 ポイント、2.7 ポイント低下した。製造業企業の生産と市場需要はいずれも低下した。

業種別に見ると、一般設備、コンピューター・通信・電子設備などの業種では、生産指数と新規受注指数がいずれも 53.0%を上回り、市場の活発度が比較的高く、生産と需要は比較的速い増加を維持した。

非金属鉱物製品、鉄金属製錬・圧延加工、自動車などの業種では、生産指数と新規受注指数がいずれも景気判断の分岐点を下回り、需給の景況度は比較的弱かった。

(三)価格指数は連続して低下した。

主要原材料購入価格指数と出荷価格指数は、それぞれ 53.2%、47.8%となり、最近の一部の大口商品価格の変動などの要因の影響を受け、4 か月連続で低下した。

このうち、有色金属製錬・圧延加工業では、2 つの価格指数がいずれも 45.0%を下回った。

価格水準の変動が比較的大きかったため、企業の購買意欲が弱まり、今月の購買量指数は 49.4%まで低下した。

(四)市場の見通しは安定を維持した。

製造業生産・経営活動予想指数は 54.1%となり、企業は市場の発展について全体として楽観的な姿勢を維持した。

業種別に見ると、食品および酒・飲料・精製茶、鉄道・船舶・航空宇宙設備などの業種では、生産・経営活動予想指数が 60.0%以上に上昇し、関連企業の最近の業界発展に対する自信が強まった。

二、非製造業商務活動指数はやや低下、文化・観光業は比較的活発

7 月、非製造業商務活動指数は 49.0%となり、前月より 1.2 ポイント低下し、非製造業の景況水準は前月より低下した。

(一)文化・観光業の景況が回復した。

サービス業商務活動指数は 49.3%となり、前月より 1.1 ポイント低下し、サービス業の市場活発度はやや低下した。

業種別に見ると、夏季休暇期間の消費に牽引され、住民のレジャー・娯楽および旅行・外出が増加した。航空輸送、宿泊、文化・スポーツ・娯楽などの業種の商務活動指数は前月より明らかに上昇し、関連企業の業務総量は比較的速く増加した。

卸売、通貨・金融サービスなどの業種の商務活動指数は低下幅が比較的大きく、今月のサービス業景況度が低下した主な要因となった。

資本市場サービス、不動産などの業種の商務活動指数は景気判断の分岐点を下回った。

サービス業業務活動予想指数は 56.0%で、前月と同水準となり、企業の最近の市場発展に対する自信は比較的安定していた。

(二)建設業の景況水準は低下した。

最近、一部地域での高温、大雨、洪水災害などの不利な要因の影響を受け、建設業の施工進捗はやや鈍化した。商務活動指数は 47.0%となり、前月より 2.0 ポイント低下した。

建設業業務活動予想指数は 51.8%となり、前月より 0.7 ポイント上昇し、企業の最近の業界発展に対する自信はやや強まった。

三、総合 PMI 産出指数は景気判断の分岐点を下回る

7 月、総合 PMI 産出指数は 49.3%となり、前月より 1.3 ポイント低下し、中国企業の生産・経営活動は前月より鈍化した。

総合 PMI 産出指数を構成する製造業生産指数と非製造業商務活動指数は、それぞれ 49.9%、49.0%となった。

法務

新たな対外投資規定に関する解説

1. はじめに

国務院は 2026 年 5 月 5 日、「対外投資に関する国務院の規定」(以下、「本規定」という)を公布し、同年 7 月 1 日より施行された。本規定は、国務院が制定した行政法規として、これまでの対外投資に係わる管理・サービス制度を体系的に整理し、管理、サービス及び投資保護を規定するものである。

その背景として、2025 年末時点で、中国企業は国外に 5 万社以上の企業を設立しているという現状がある。一方で、中国の投資家は、進出先の複数の国・地域において市場参入障壁、差別的な行政措置、突然の規制変更などの障害に直面している。そのため、対外投資に関するリスク管理と投資家保護のための制度整備が重要な課題となっている。

中国の現行の対外投資管理の枠組みは、「届出・認可制」と総称することができる。中核となる関連法規制として、国家発展改革委員会が公布した「企業海外投資管理弁法」、商務部が公布した「海外投資管理弁法」及び外貨管理部門の関連規定があり、各省庁がそれぞれの所管分野から企業の対外投資行為を規制している。従来の一連の法規制は主として省庁レベルの部門規則に基づいており、本規定は、これらの制度を行政法規レベルで統合的に整理するものとして位置付けられる。具体的には、企業の対外投資に対する自主権を明確化するとともに、投資家の海外事業展開を支援し、かつ海外における正当な権益を保護するための政府の行政機能を強化している。以下においては、本規定の主要な内容について、企業の対外投資実務への影響を念頭に解説する。なお、日系企業にとっても、中国現地法人又は日中合弁会社を通じて第三国投資を行う場合、あるいは中国側パートナーと共同で海外事業を展開する場合には、本規定が実務上どのような影響を及ぼすかを確認 する必要がある。

2. 「単方向の管理」から「サービスの充実、権益保護」へ

本規定は、第 5 条において「国は、投資家が市場原理に従って対外投資活動を行うことを支持する」と明記し、企業の対外投資に対する自主権を明確にした。これは、本規定が企業の海外進出を一律に抑制、又は制限するものではなく、対外投資活動をより規範的かつ持続可能な形で推進するための制度的枠組みを整備する目的であることを示している。

本規定の特徴は、規制の視点を投資前の届出・認可といった前段階の手續に限定せず、対外投資の実施、運営、権益の保護を含む投資全プロセスに拡張している点にある。2026 年 2 月より、国家レベルの「海外総合サービスプラットフォーム」が正式に運用を開始しており、各地方においても地域版の総合サービスプラットフォームが相次いで立ち上げられている。企業としては、現地情報の収集や初期調査の段階において、これらの公共プラットフォームを積極的に活用することが有益である。もっとも、これらはあくまで参考情報としての位置付けにすぎず、実際の投資判断に際しては、現地法、税務、労務、外資規制等について個別のデューデリジェンスを別途行う必要があることに留意すべきである。

これに関連して、本規定は、対外投資に関連する専門サービス機関、銀行系金融機関、業界団体・商工会などの職責と制度的位置付けを明確にし、企業が外部専門機関や金融機関の支援を受けながら海外投資を実施することを後押しするものとなっている。

投資保護の分野において、本規定は初めて、中国政府が海外投資に係る投資家の権益を守るために、各国・地域及び国際機関と法執行分野における交流・協力を実施できることを明確に制度化した。同時に、国家が国際経済貿易協定の協議・締結を積極的に推進し、対外投資の保護水準を向上させ、投資の自由化・利便化を促進するものと規定した。さらに、本規定は多元的な対外投資紛争解決制度の構築を推進し、投資家により多くの権利救済手段を提供している。総じて、本規定は対外投資保護に関する法律の枠組みを強化するとともに、投資家が海外に保有する合法的な権益を保護するため、より強固な制度的保障を提供するものである。

3. 既存の対外投資管理手続を前提とした制度整備

本規定第 10 条は、国家が対外投資管理体系を整備し、調整管理措置を改善し、分類・等級別に全プロセスを監督管理することを明確にしている。第 11 条は、国家が対外投資関連政策を策定・調整・実施し、投資の奨励・制限・禁止の各類型を明確に区分することを定めている。第 12 条は、投資家が対外投資活動を行う際に、法律に従い、承認・届出手続、情報報告義務、クロスボーダー資金登録などの法定手続を履行する必要があると規定している。これらの規定は、国家発展改革委員会、商務部、外貨管理局がこれまで長年運用してきた対外投資管理体制を継承しており、企業において定着している投資決定や承認プロセスに根本的な変更を生じさせず、市場に安定した政策の予見可能性を提供している。

対外投資活動は、資本の海外流出に加え、しばしば貨物、技術、サービス、データ、人員などの多様な要素の越境移動を伴うため、外貨管理、貨物・技術の輸出入、データの越境移転などの各分野におけるコンプライアンス要件を満たさなければならない。本規定第 13 条及び第 14 条は、投資家が各分野に関連する法律、行政法規及び部門規則を厳格に遵守すべき義務を明確にしている。本規定は、これらの既存の各種規定内容を変更するものではなく、これらを基盤とした関連規則の統合・整理を推進することを強調している。

4. 対外投資の保護

従来からの投資保護手段である国際経済貿易協定の協議・締結に加え、本規定第 19 条は、中国が投資家の海外の権益を保護するため、投資受入国と法執行分野における協力・交流を行うことができることを初めて明確に規定した。これにより、投資先国における法規制や執行実務に関する情報共有が促進され、規制理解の不足等に起因する経営リスクの軽減が期待されるほか、国際投資規則や紛争解決制度の明確化を通じて、企業にとってより予測可能な投資環境の整備が見込まれる。もっとも、企業実務においては、こうした政府間協力は補完的な手段にとどまることに留意すべきである。投資先国における法令遵守、現地許認可の取得、税務・労務対応及び契約上の権利保全が引き続き基本となる。

本規定第 21 条は、投資家が多様な方法で投資紛争を解決することを奨励し、関連する制度の構築を支援することを明確に打ち出している。中国においても、国際紛争解決制度の整備が進められている。例えば、2025 年 10 月には国際調停院が香港で正式に発足し、2026 年 3 月施行の改正仲裁法においても、仲裁地制度やアドホック仲裁制度など国際的な仲裁実務を意識した制度が導入された。もっとも、実務上、企業としては、これらの制度動向を踏まえつつ、投資契約や株主間契約において、準拠法、紛争解決機関、仲裁地、及び言語を事前に明確に定めておくことが重要である。

これに加えて、本規定の第 23 条から第 25 条では、個別の紛争解決手段とは別に、投資先国・地域等における投資障壁や差別的措置に対して、国家レベルで対応する仕組みを定めている。具体的には、投資家が貿易関連の投資障壁やその他の投資・経営上の障害に直面した場合、商務部が調査を行い、その結果に基づいて、国別の投資政策の見直しや、貨物・技術の輸出入又は国際サービス貿易の禁止・制限等の措置を講じ得る。また、外国の国家・国際機関或いは外国の組織・個人が中国又は中国の投資家に対して差別的措置をとった場合には、反外国制裁法等の法令に基づく対抗措置や、取引・投資・入国等の制限措置が講じられる可能性がある。企業としては、投資先国における規制の変更や、経済制裁、輸出管理等の動向について、継続的に確認・把握することが重要である。

5. おわりに

本規定は、既存の対外投資に関する管理制度を根本的に変更するものではない。むしろ、これまでの届出・認可、情報報告、外貨管理などの枠組みを前提に、政府サービスの充実、投資保護の強化及び紛争解決支援の拡充といった制度整備を推進するものと位置付けられる。企業にとっては、対外投資に関する手続、リスク管理及び権益保護を確認するうえで重要な指針となる。

もともと、対外投資に伴うリスクは、投資承認手続の範囲に限られない。投資先の国・地域における外資規制、税務、労務、環境、データ規制、輸出規制、経済制裁、汚職防止、紛争解決など、幅広い法的・商業的リスクを総合的に管理する必要がある。本規定の施行後も、企業としては、投資前のデューデリジェンス、社内意思決定プロセス、コンプライアンス審査、及び投資後のモニタリングを適切に実施することが重要である。特に、重要市場や高リスク地域への投資については、事前のリスク評価を徹底するとともに、専門家の支援を積極的に活用することが望ましい。

情報提供：金杜法律事務所



会計・税務情報

企業再編業務における企業所得税処理に関する新規定

企業の合併・買収や組織再編を促進するため、2026 年 7 月 8 日に国家税務総局は「企業再編業務における企業所得税処理に関する徴収管理問題についての公告」(国家税務総局公告 2026 年第 13 号)を公布しました。主な内容は以下の通りです。

一、企業合併・分割業務において、被合併(被分割)企業の居住者企業株主のうち、その持株比率の合計が 50% を超え、被合併(被分割)企業及び合併(分割)企業との間で特殊性税務処理の適用について合意に達した場合、合意に至った株主の保有する持分並びに当該持分に対応する被合併(被分割)企業が譲渡する資産及び負債、並びに合併(分割)企業が取得する資産及び負債については、特殊性税務処理を適用することができる。その他の株主が保有する持分並びに当該持分に対応する被合併(被分割)企業が譲渡する資産及び負債、並びに合併(分割)企業が取得する資産及び負債については、いずれも一般性税務処理を適用されるものとする。

一方、合併(分割)企業が前項の規定に基づき取得した資産及び負債について、一般性税務処理を適用する場合、当該資産及び負債の元の課税基礎額(税務上に認められる価値)を課税ベースとすることを選択することができる。当該資産及び負債の公正価値と元の課税基礎額の差額について、単独の資産として認識し、再編日が属する事業年度から起算して 10 年間にわたり、均等に損金算入とし償却控除するものとする。この方法を一度選択した場合は、変更することができない。

二、第 1 条の規定に従い特殊性税務処理を適用する場合、再編日において被合併(被分割)企業の持分を 5%以上保有する居住者企業株主、及び上位 10 位までの居住者企業株主は、いずれも特殊性税務処理の適用について合意に達していなければならない、かつ再編後の連続 12 ヶ月間において取得した持分を譲渡してはならない。上述の株主が再編後の連続 12 か月以内に持分を譲渡する場合、特殊性税務処理の適用条件を満たさないものとする。既に特殊性税務処理を行った場合、各当事者は関連規定に従って調整を行わなければならない。

前述の株主を除き、特殊性税務処理の適用について合意に達したその他の株主が、再編後 12 か月以内に取得した持分を譲渡し、その結果、合意に達した株主の持株比率の合計が 50%以下となる場合、特殊性税務処理は適用されず、各当事者は関連規定に従って調整を行わなければならない。

三、本公告は、再編日が 2026 年 1 月 1 日以後となる企業再編取引に適用される。企業再編業務における企業所得税処理に関するその他の徴収管理問題については、「企業再編業務における企業所得税管理方法の公布に関する公告」(国家税務総局公告 2010 年第 4 号)、「企業再編業務の企業所得税徴収管理における若干問題に関する公告」(国家税務総局公告 2015 年第 48 号)などの規定に従って実施するものとする。

お問い合わせは
MYDO まで!!



(お問い合わせ先)

上海滿意多企業管理諮詢有限公司

〒200551 上海市仙霞路 317 号 上海遠東国際広場 B 座 3011 室

T E L: +86-21-6407-0228 F A X :+86-21-6407-0185

E-mail: info@shmydo.com URL: <http://shmydo.jp>

2026 年 8 月 10 日よりオフィスは下記の住所に移転致しました。